

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成31年1月30日（平成31年（行情）諮問第61号）

答申日：令和元年7月23日（令和元年度（行情）答申第132号）

事件名：「平成29年教育・保育施設等における事故報告集計」に記載がある死亡事故等に係る報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年教育・保育施設等における事故報告集計」に記載がある死亡、意識不明事例についての報告書（厚生労働省所管分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、8頁及び13頁の「自治体名」欄を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月4日付け厚生労働省発薬子0904第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示文書では、事故が起きた施設が所在する自治体名が非開示とされた。しかし、以下の理由で開示をすべきである。

- (1) 2016年度から、教育・保育施設等における重大事故を自治体が検証する制度が全国で始まった。事故を自治体が検証しているかどうかは、子どもを預ける保護者にとって重要な情報であるが、自治体の義務ではないため、実際に検証を実施しているかどうかを確認するためには、自治体名の開示が必要である。
- (2) 東京都特定区においては、2011年、2016年及び2018年に家庭的保育事業における子どもの死亡事故が発生している。これは報道で判明したものであり、報道がなければこの事実はわからなかった。内閣府は、2018年11月1日現在、2015ないし2017年分の死亡事故数を公表しているが、それによれば、家庭的保育事業における死亡事故は、1件しかおきていない。同区における死亡事故の頻度は高い

と推測され、子どもを預ける保護者にとって重要な情報である。他の自治体で同様のケースが起きていないかを確認するためにも、自治体名の開示が必要である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成30年8月6日付け（同日受付）で処分庁に対し、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年11月5日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であるとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

ア 本件開示請求は、平成30年5月28日付けで内閣府子ども・子育て本部が公表した「平成29年教育・保育施設等における事故報告集計」に記載がある死亡、意識不明事例についての報告書（厚生労働省所管分））に関して行われたものである。

イ 保育施設等で事故が発生した場合は、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）、「児童福祉法施行規則」（昭和23年厚生省令第11号）等に基づき、施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされている。さらに「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日府子本912号・29初幼教11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号）により、都道府県等から国（内閣府、文部科学省又は厚生労働省）へ報告することとされている。

ウ 都道府県等を経由して国に報告される保育施設等で発生した事故のうち、厚生労働省には、認可保育所、小規模保育事業及び認可外保育施設等で発生した事故について報告されている。これと、内閣府に報告される幼保連携型認定こども園で発生した事故及び文部科学省に報告される幼稚園で発生した事故と合わせて、毎年度、内閣府が「教育・保育施設等における事故報告集計」として取りまとめ、事故の件数等を公表している。

エ このため、処分庁においては、上記アの事故報告書集計に記載がある死亡、意識不明事例計17件のうち、計16件の認可保育所、小規模保育事業及び認可外保育施設等で発生した事故に係る都道府県等からの報告書を本件対象文書として特定した。

(2) 原処分における不開示部分について

原処分においては、本件対象文書中、地方公共団体の名称、保育施設の名称・所在地・面積・設置者、事故発生日等の情報を不開示としている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について

原処分で不開示とした部分のうち、地方公共団体名、保育施設の名称・所在地・設置者、事故発生日等は、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きから八までのいずれにも該当しない。

イ 法5条2号イ該当性について

原処分で不開示とした部分のうち、地方公共団体名、私立の施設の名称・所在地・設置者は、公にすると、いわゆる風評被害が発生する等による施設運営面への影響や当該施設に通う園児等の安全面の確保に支障が生ずる等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、地方公共団体名を不開示としたことについて、以下の理由により開示すべき旨主張する。

ア 教育・保育施設等における重大事故について、自治体が検証しているかどうかは、子どもを預ける保護者にとって重要な情報である一方、検証の実施は自治体の義務ではないため、実際に検証を実施しているかどうかを確認するためには、自治体名の開示が必要である。

イ 東京都特定区において、2011年、2016年、2018年に家庭的保育事業における子どもの死亡事故が発生したことが報道で判明している。内閣府が公表している2015ないし2017年分の家庭的保育事業の死亡事故件数では、1件しか報告がない。同区における死亡事故の頻度は高いと推測され、子どもを預ける保護者にとって重要な情報であり、他の自治体で同様のケースが起きていないかを確認するためにも、自治体名の開示が必要である。

しかしながら、地方公共団体名については、上記(3)で示したとおり、法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に該当するため、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持して不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成31年1月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月20日 審議
- ④ 令和元年7月10日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分のうち、地方公共団体名の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、不開示とされた部分のうち、審査請求人が開示を求める部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書（上記第3の3(3)）において、おおむね以下のとおり説明する。

地方公共団体名は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

また、地方公共団体名を公にすると、いわゆる風評被害が発生する等による施設運営面への影響や当該施設に通う園児等の安全面の確保に支障が生ずる等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

- (2) 一方、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、教育・保育施設等における重大事故を地方公共団体が検証する制度が平成28年度から始まったところ、実際に検証を実施しているかどうかを確認するためには、地方公共団体名の開示が必要である旨主張している。

- (3) そこで、当審査会において、諮問庁から提示を受けて、平成28年度から開始された重大事故の事後検証制度に関する通知である「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成28年3月31日府子本第191号・27文科初1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号通知）を確認したところ、

①検証の実施主体は都道府県又は市町村であること、②死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行うこと、③各施設・事業所等における死亡事故等の重大事故について検証を行うことは、その後の事故の再発防止に密接に関連するものであり、事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮しつつ、原則として検証結果は公表すべきであること、④公表の際には国に報告書を提出すること等とされていることが認められる。

(4) 上記(3)の通知の内容を踏まえ、本件対象文書に記載されている各事故の事後検証結果の公表状況について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書の8頁、13頁及び16頁に記載されている事故については、原処分の時点において、その検証結果が各地方公共団体のウェブサイトで公表されており、検証結果の報告書も厚生労働省に提出されているが、その余の事故については、原処分の時点では、各地方公共団体のウェブサイトで公表されていなかったとのことである。

また、本件対象文書の16頁に記載されている事故については、原処分の時点より後の平成30年12月に、事故に遭った子供の保護者の要望により当該地方公共団体のウェブサイトから削除され、公表が中止されているとのことである。

(5) 上記(1)ないし(4)を踏まえ、以下、検討する。

ア 本件対象文書中、「自治体名」欄は、本件対象文書に記載されている重大事故の発生件数が限定少数であることに鑑みると、これを公にすることにより、事故に遭った子供の近親者や近隣住民等一定の関係者にとっては、当該子供が特定されるおそれがあることから、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

イ 法5条1号ただし書該当性について検討すると、本件対象文書の1頁、3頁、5頁、10頁、15頁、18頁、20頁、22頁、24頁、26頁、28頁、30頁及び32頁に記載されている事故については、上記(4)の諮問庁の説明によれば、原処分の時点において、その検証結果が各地方公共団体のウェブサイトで公表されていなかったことから、これらの頁の「自治体名」欄の記載は、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 一方、上記(4)の諮問庁の説明によれば、本件対象文書の8頁

及び13頁に記載されている事故については、原処分時点において、その検証結果が各地方公共団体のウェブサイトで公表されていたことから、これらの頁の「自治体名」欄の記載は、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。また、同様の理由により、これを公にしても、当該保育施設等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ また、本件対象文書の16頁に記載されている事故については、原処分時点においてその検証結果が地方公共団体のウェブサイトに掲載されていたとしても、上記(3)のとおり、検証結果の公表は「事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮」して行うべきとされていることに照らすと、その後、事故に遭った子供の保護者の要望により掲載が中止されていることを重く見るべきであり、当該検証結果は、本来、公表すべきものではなかったものとも考えられる。このため、当該頁の「自治体名」欄の記載につき、原処分時点における法5条1号ただし書イ該当性が認められると断ずるには疑義があるといわざるを得ない。

したがって、当該部分については、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないため、同号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記2(5)イの事故のうち、1頁、3頁及び18頁に記載されている事故の検証結果は、現時点においては、各地方公共団体のウェブサイトで公表され、検証結果の報告書も厚生労働省に提出されているとのことである。このため、これらの頁の「自治体名」欄の記載内容は、原処分時点で公表されていたものではないが、その後の事情変化を踏まえ、現時点においては開示することが望ましい。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、8頁及び13頁の「自治体名」欄を除く部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、8頁及び13頁の「自治体名」欄は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子